

# 住宅品質確保促進法に基づく試験業務規程

平成12年 8月 4日制定  
2021年 4月 1日最終改正

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 この規程は、一般財団法人建材試験センター（以下「センター」という。）が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「法」という。）第59条第1項に規定する登録試験機関として行う法第59条第1項の試験業務（以下「試験業務」という。）の実施について、法第61条第3項において準用する法第49条第1項の規定に基づき必要な事項を定める。

### (試験業務実施の基本方針)

第2条 試験業務は、法及びこれに基づく命令によるほか、この規程に基づき、公正かつ適確に実施するものとする。

### (試験業務を行う時間及び休日)

第3条 試験業務を行う時間は、休日を除き、午前9時から午後5時15分までとする。

2 第1項の休日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する国民の祝日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

3 第1項の試験業務を行う時間及び第2項の休日の規定については、緊急を要する場合、又は事前にセンターと申請者との間において試験業務を行うための日時の調整が図られている場合は、これらの規定によらないことができる。

### (事務所の所在地及びその業務区域)

第4条 試験業務を行う性能評価本部の所在地は、埼玉県草加市稲荷5丁目21番20号とする。

2 業務区域は日本全域とする。

### (業務の範囲)

第5条 試験業務を行う区分は、平成17年国土交通省告示第922号の第1項第一号に定める区分に係る試験の業務について、同告示第2項第一号、第二号、第四号から第十七号、

第二十号から第二十四号、第二十七号から第三十四号、第三十六号及び第三十七号に掲げる区分（別表1に示す。）とする。

## 第2章 試験業務の実施方法

### 第1節 申請手続き

（試験の申請）

第6条 申請者は、試験の申請に際し、住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号。以下「施行規則」という。）第82条本文に規定する申請書（別に定める様式（施行規則別記第62号様式））及び施行規則同条各号に規定する図書を定められた期日までに定められた部数を提出しなければならない。

2 前項の規定により提出される図書（以下「試験用提出図書」という。）の受付については、予め申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織（センターの使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）の使用又は磁気ディスク、その他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるもの（以下「磁気ディスク等」という。）の受付によることができる。

（試験の申請の引受け）

第7条 センターは、前条の試験の申請があったときは、次の事項について確認し、これを引受ける。

- （1）申請のあった試験対象案件が第4条第2項に定める業務区域及び第5条に定める業務の範囲内であること。
- （2）試験用提出図書に不備がなく、かつ記載事項に漏れがないこと。
- （3）申請内容に明らかな虚偽がないこと。
- （4）申請内容に明らかな瑕疵がないこと。

2 前項の規定において、試験用提出図書に不備等を認めるときは補正を求め、補正の余地のないときは引受けできない理由を説明し、試験用提出図書を申請者に返還する。

3 第1項により申請を引受けた場合には、性能評価本部は、試験申請書に承諾の証として受付番号と受付日を申請者に通知する。この場合、申請者とセンターは別に定める「試験業務約款」（以下「業務約款」という。）に基づき契約を締結したものとする。

4 申請者が、正当な理由なく、試験に係る手数料を指定の期日までに支払わない場合には、センターは業務約款に従って前項の契約を解除することができる。

（業務約款に盛り込むべき事項）

第8条 業務約款には、業務期日、契約当事者の基本的債務に関する事項、契約の解除に関する事項及び秘密保持に関する事項を定めることとする。

2 前項の契約当事者の基本的債務に関する事項及び契約の解除に関する事項の特約事項として、少なくとも次の事項を盛り込むこととする。

- (1) 申請者は、提出された書類のみでは試験を行うことが困難であるとセンターが認めて請求した場合は、申請に係る構造方法等を試験するために必要な追加書類又は申請に係る建築材料その他のものを合意の上、定めた期日までにセンターに提出しなければならない旨の規定
- (2) 申請者は、センターが審査中に別表1(ろ)項に掲げる業務方法書に示す基準に照らして試験用提出図書に関する是正事項を指摘した場合は、合意の上定めた期日までに当該部分の試験用提出図書の修正その他必要な措置をとらなければならない旨の規定
- (3) 証明書の交付前までに申請者の都合により申請内容を変更する場合は、申請者は、合意の上定めた期日までにセンターに変更部分の試験用提出図書を提出しなければならない旨の規定。かつ、その変更が大幅なものとセンターが認める場合にあっては、申請者は、当初の申請内容に係る申請を取り下げ、別件として改めて試験を申請しなければならない旨の規定
- (4) センターは、不可抗力によって、業務期日までに証明書を交付することができない場合には、申請者に対してその理由を明示の上、必要と認められる業務期日の延期を請求することができる旨の規定
- (5) 申請者が、その理由を明示の上、センターに業務期日の延期を申し出た場合でその理由が正当であるとセンターが認めるときは、センターは業務期日の延期をすることができる旨の規定
- (6) センターは、申請者の責めに帰すべき事由により業務期日までに証明書を交付することができないときは、契約を解除することができる旨の規定

3 前項(3)号において、申請書に係る部分についての変更及び(5)号の業務期日の変更にあつては、申請者は変更願書(センターが別に定める様式)をセンターに提出し、センターは変更内容を受理した場合には、承諾の証として受付日を申請者に通知する。

## 第2節 試験の実施方法

(審査の実施方法)

第9条 センターは、試験の申請を引受けたのち速やかに、法第14条に定める試験員2名以上に審査を実施させる。

2 試験員は、別表1(い)項に掲げる試験の区分に応じて、それぞれ同表(ろ)項に掲げる業務方法書に基づき、試験用提出図書をもって審査を行う。この場合において、施行規則第90条第一号ハに定める通知は別に定める様式により行うものとする。ただし、センターの定める試験申込要領に予め申請に係る建築材料その他のものの提出が定められているときは、当該試験申込要領をもってこの通知とする。

3 試験員は、審査上必要のあるときは、試験用提出図書に関し申請者に説明を求めるも

のとする。

- 4 第2項に掲げる図書のみでは、試験を行うことが困難であると認めるときは、申請者にその旨を通知し、試験に係る実物等の提出を受け、当該試験を行うことが困難であると認める事項について追加試験その他の方法により審査を行う。

(証明書の交付等)

第10条 センターは、試験員の審査の結果、申請に係る構造方法等が別表1(ろ)項に掲げる業務方法書に示す基準に適合していると認めたときは、施行規則第83条に基づき別に定める様式の試験の結果の証明書を申請者に交付するものとする。

- 2 センターは、試験員の審査の結果、申請に係る構造方法等によって評価方法基準に従った方法に変えられないと認めたとき又は評価方法基準に従った方法に代えられるか否か判定できないときは、その旨の通知書(別に定める様式)をもって申請者に通知するものとする。

(試験の申請の取り下げ)

第11条 申請者は、申請者の都合により試験結果の証明書の交付前に試験の申請を取り下げる場合は、その旨及び理由を記載した取り下げ届(別に定める様式)をセンターに提出する。

- 2 前項の場合においては、センターは、当該申請に係る試験の業務を中止し、試験用提出書類を申請者に返却する。

### 第3章 試験に係る料金

(試験料金の収納)

第12条 センターは、試験の申請を引受け、契約を締結したときは、別記1に定める料金一覧表(特別評価方法認定のための試験)に基づく試験料金の請求書を申請者に対して発行する。

- 2 申請者は、試験料金を納入期日までに銀行振込によりセンターに納入するものとする。ただし、申請者の要望によりセンターが認める場合には、別の収納方法によることができる。
- 3 前項において、振り込みにより納入する場合の費用は、申請者の負担とする。
- 4 試験料金はガイドラインの定められていない特別評価方法等により、別記1に定める評価料金による算定方法が難しい場合や実物大の試験体の提供を受け追加試験等により審査を行う場合は試験料金を増額することができる。
- 5 センターの責めに帰することができない事由により業務期日が延期される場合、試験料金を増額することができる。

(試験料金の返還)

第13条 収納した試験料金は返還しない。ただし、センターの責に帰すべき事由により試験が実施できなかった場合には、この限りではない。

## 第4章 試験員

(試験員の選任)

第14条 理事長は、試験業務を実施させるため、法第64条に定める要件を満たす者の中から試験員を選任する。

2 前項の試験員は、センター職員から選任するほか、センター職員以外の者に委嘱して選任することができるものとする。

3 試験員の選任は、当該試験員が審査を行う試験の対象範囲を、別表1(い)項及び(ろ)項の区分により明示して行うものとする。

(試験員の解任)

第15条 理事長は、試験員が次のいずれかに該当する場合、その他必要があると認めた場合には、その試験員を解任する。

(1) 秘密保持義務違反等の職務上の業務違反その他試験員としてふさわしくない行為があったとき。

(2) 心身の障害のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(3) センター職員から選任した試験員が、退職又は異動などにより試験員の職務を遂行することが困難となった場合。

2 理事長は、センター以外の者を委嘱して選任した試験員が次のいずれかに該当する場合には、その試験員を解任することができる。

(1) 試験員の委嘱期間が終了した場合

(2) 試験員から試験員を辞退する旨の申し出があった場合

## 第5章 雑則

(秘密保持義務)

第16条 センターの役員若しくはその職員(試験員を含む。以下「役員等」という。)又はこれらの者であった者は、試験業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

(試験業務の実施及び管理体制)

第17条 センターは、試験業務を統括管理するために性能評価本部長を法第63条第1項第3号に規定する専任の管理者とし、試験業務に係る事務処理等を行う部署として、性能評価本部性能評定課を置くものとする。

2 専任の管理者は、試験業務の統括及び適正な試験業務の実施のために十分な措置を講ずる。また、試験業務に従事する職員は、その職務の執行に当たって厳正、かつ公正を旨とし、不正の行為のないようにしなければならない。

(帳簿及び図書の保存期間)

第18条 帳簿及び図書の保存期間は、次表のとおりとする。

文 書 区 分	保 存 期 間
(1) 法第61条第3項において準用する法第19条第1項に規定する帳簿	センターが試験業務を廃止するまで
(2) 試験用提出図書 (是正がなされたものに限る。)	センターが試験業務を廃止するまで
(3) 証明書の写し	センターが試験業務を廃止するまで

(書類の管理並びに帳簿及び図書の保存方法)

第19条 審査中の試験用提出図書は、審査のため特に必要である場合を除き事務所内の施錠できる室又はロッカー等に保管することとする。

2 前条に掲げる帳簿、図書等は、事務所内の施錠できる室又はロッカー等に保存する等確実、かつ秘密の漏れることのない方法で保存する。

3 前項の保存は、前条第1号に規定する帳簿への記載事項並びに第2号及び第3号に規定する図書が、電子計算機に備えられたファイル(以下「電子ファイル」という)又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に表示されるときは、当該電子ファイル又は磁気ディスクの保存にて行うことができる。また、当該電子ファイル又は磁気ディスク等に保存した場合において、当該保存データを印刷した書類がある場合は、当該電子ファイル又は磁気ディスク等を原本として扱うことができる。

(事前相談)

第20条 センターに試験を申請しようとする者は、申請に先立ち、センターに事前に相談をすることができる。この場合において、センターは誠実かつ公正に対応するものとする。

(電子情報処理組織に係る情報の保護)

第21条 センターは、電子情報処理組織による申請の受付及び図書の交付を行う場合は、情報の保護に係る措置について別に定めることとする。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第22条 センターは、毎事業年度経過後の3か月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書(正味財産増減計算書)及び附属明細書並びに事業報告書(以下「財

務諸表等」という)を作成し、5年間事務所に備える。

2 利害関係人は、センターの業務時間内は、いつでも次に掲げる請求をすることができる。ただし第2号又は第4号に掲げる請求をするには、一部につき1,100円(消費税10%込み)を支払わなければならない。

(1) 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

(2) 前号の書面の謄本又は抄本の請求

(3) 財務諸表等が電子記録をもって作成されているときは、電子ファイル又は磁気ディスクに記録された事項を紙面へ出力したものの閲覧又は謄写の請求

(4) 前号の電子ファイル又は磁気ディスクに記録された事項であって、次に掲げるもののうちセンターが定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

①センターの使用に係る電子計算機と第4号の請求をしたもの(以下この条において「請求者」という。)の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、請求者の使用に係る電子計算機に備えられた電子ファイルに当該情報が記録されるもの(請求者が電子ファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものに限る。②において同じ。)

②磁気ディスク等をもって情報を記録したものを請求者に交付する方法

(試験業務に関する公正の確保)

第23条 センターの役員等が、試験申請を自ら行った場合又は代理人として試験の申請を行った場合は、当該申請に係る試験を行わないものとする。

2 センターの役員等が、試験の申請に係る特別評価方法を用いた住宅若しくはその部分又は当該申請に係る特別評価方法を用いた住宅の部分を含む住宅について、次のいずれかに該当する業務を行った場合は、当該申請に係る試験を行わないものとする。

(1) 設計に関する業務

(2) 販売又は販売の代理若しくは媒介に関する業務

(3) 建設工事に関する業務

(4) 工事監理に関する業務

(5) 製造に関する業務

3 センターの役員等がセンター以外の法人の役員又は職員(過去2年間に役員又は職員であったものを含む。)である場合で、その法人の他の役員又は職員が次のいずれかに該当する業務を行った場合、当該役員等は当該申請に係る試験を行わないものとする。

(1) 試験の申請を自ら行った場合又は代理人として試験の申請を行った場合

(2) 試験の申請に係る特別評価方法を用いた住宅若しくはその部分又は当該申請に係る特別評価方法を用いた住宅の部分を含む住宅について前項各号に掲げる業務のいずれかを行った場合

4 センターの役員等以外の者は試験業務に従事してはならない。

5 機関は、第1項から第3項までに掲げる場合に順ずる場合であって、試験の業務の公

正な実施に支障を及ぼすおそれがある場合は、試験の業務を行わないものとする。

(試験業務規程の公開)

第24条 センターは、この規程を試験業務を行うすべての事務所で業務時間内に公衆の閲覧に供するとともに、インターネット上に開設したセンターのホームページ (<http://www.jtccm.or.jp/>) において公表するものとする。

(損害賠償保険への加入)

第25条 センターは試験の業務に関し、支払うことのある損害賠償のための保険契約（保険金額が年間1億円以上あるもの及び地震その他の自然現象によって明らかとなった瑕疵についての保証が免責事項となっていないもの。）を締結するものとする。

(主管部署)

第26条 この規程は、性能評価本部が主管する。

附 則（平成12年建試第12-381号）

この規程は、建設大臣より指定試験機関の指定を受けた日から施行する。

附 則（平成17年8月建試第17-472号）

この規程は平成17年8月29日に改正し、国土交通大臣より本規程の変更認可を受けた日から適用する。

附 則（平成18年2月建試第17-1252号）

この規程は平成18年3月1日に改正し、施行する。

附 則（平成20年10月建試第20-472号）

この規程は平成20年11月4日に改正し、施行する。

附 則（平成22年9月建試第22-391号）

この規程は平成22年9月16日に改正し、施行する。

附 則（平成23年9月建試23-398号）

この規程は、平成23年9月20日から施行する。

附 則（平成24年3月建試23-833号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年2月建試25—507号）  
この規程は、平成26年2月25日から施行する。

附 則（平成26年3月建試25—576号）  
この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年6月建試27—155号）  
この規程は、平成27年6月1日から施行する。

附 則（平成29年3月建試28—555号）  
この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年4月建試30—040号）  
この規程は、平成30年5月1日から施行する。

附 則（2020年3月 S2020—119号）  
この規程は、2020年5月1日から施行する。

附 則（2020年8月 2020—0382号）  
この規程は、2020年9月1日から施行する。

附 則（2021年3月 2020—0786号）  
この規程は、2021年4月1日から施行する。

[別表 1] センターが行う試験業務の区分

区 分	(い)	(ろ)
一	耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）	構造の安定に関する試験業務方法書（Q2-210。以下同）
二	耐震等級（構造躯体の損傷防止）	
四	耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	
五	耐積雪等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	
六	地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法	
七	基礎の構造方法及び形式等	
八	感知警報装置設置等級（自住戸火災時）	
九	感知警報装置設置等級（他住戸等火災時）	
十	避難安全対策（他住戸等火災時・共用廊下）	
十一	脱出対策（火災時）	
十二	耐火等級（延焼のおそれのある部分（開口部））	
十三	耐火等級（延焼のおそれのある部分（開口部以外））	
十四	耐火等級（界壁及び界床）	
十五	劣化対策等級（構造躯体等）	劣化の軽減に関する試験業務方法書
十六	維持管理対策等級（専用配管）	維持管理への配慮に関する試験業務方法書
十七	維持管理対策等級（共用配管）	
二十	断熱等性能等級	温熱環境・エネルギー消費量に関する試験業務方法書
二十一	一次エネルギー消費量等級	
二十二	ホルムアルデヒド対策（内装及び天井裏等）	
二十三	換気対策	空気環境に関する試験業務方法書
二十四	室内空気中の化学物質の濃度等	
二十七	単純開口率	光・視環境に関する試験業務方法書
二十八	方位別開口比	
二十九	重量床衝撃音対策	音環境に関する試験業務方法書
三十	軽量床衝撃音対策	
三十一	透過損失等級（界壁）	
三十二	透過損失等級（外壁開口部）	
三十三	高齢者等配慮対策等級（専用部分）	高齢者等への配慮に関する試験業務方法書
三十四	高齢者等配慮対策等級（共用部分）	
三十六	現況検査により認められる劣化等の状況	現況検査により認められる劣化等の状況に関する試験業務方法書
三十七	特定現況検査により認められる劣化等の状況（腐朽等・蟻害）	

（注）区分欄の数字は、平成17年国土交通省告示第922号の号番号に対応する。

## 料金一覧表 (特別評価方法認定のための試験)

(単位：円 消費税10%込み)

1. 申請1件につき、表1の(い)欄に掲げる試験の区分に応じ、(ろ)欄及び(は)欄に掲げる額の合計とする。ただし、下記(2)並びに「2. その他」に示す場合はこの限りではない。

表 1

(い)		(ろ)	(は)
特別の建築材料に応じて評価する方法の認定のための試験		319,000[k1]	44,000
特別の構造方法 に応じて評価す る方法の認定の ための試験	構造の安定に関 する性能表示事 項として国土交 通大臣が定める ものに係る認定 のための試験	床面積の合計が500㎡以 内のもの	407,000
		床面積の合計が500㎡を 超え、3,000㎡以内のも の	638,000
		床面積の合計が3,000㎡ を超え、10,000㎡以内の もの	946,000
		床面積の合計が10,000㎡ を超えるもの	1,221,000
	上に掲げる以外のもの		396,000
特別の試験方法に応じて評価する方法の認定のための試験		506,000	55,000
特別の計算方法に応じて評価する方法の認定のための試験		506,000	55,000

2. 次に掲げる場合の料金は、前記1の規定にかかわらず、①、②若しくは③に定める額とする。

- ①建築基準法第68条の25第1項の構造方法等の認定その他建築材料又は建築物に係る構造方法、試験方法若しくは計算方法に係る認定、評定又はこれらに類するもので、国土交通大臣が認めるもの（以下「技術的認定」という）を受けた特別評価方法（建築材料又は構造方法に係るものに限る）の認定のための審査に必要な試験を受けようとする場合
- ・申請1件につき、表1の(い)欄に掲げる試験の区分に応じ、(ろ)欄に掲げる額に2分1を乗じた額及び(は)欄に掲げる額の合計金額を加算した額
- ②技術的認定等を受けた特別評価方法（試験方法又は計算方法に係るものに限る）の認定のための審査に必要な試験を受けようとする場合

・申請1件につき、表1の（い）欄に掲げる試験の区分に応じ、（ろ）欄に掲げる額に3分の2を乗じた額及び（は）欄に掲げる額の合計金額を加算した額

- ③ 1の申請において、表1の（い）欄に掲げる2以上の試験の区分について試験を受けようとする場合それぞれの試験の区分に係る（ろ）欄に掲げる額（①に規定する場合にあっては（ろ）欄に掲げる額に2分の1を乗じた額、②に規定する場合にあっては（ろ）欄に掲げる額に3分の2を乗じた額）の合計金額及びそれぞれの試験の区分に係る（は）欄に掲げる額のうちもっとも大きい額の合計金額を加算した額

### 3. その他

（1）次に掲げる場合は、前記1、2の規定に係る料金を個別に算定する。

- ① 試験ガイドラインが定められていない特別評価方法等、申請に係る特別評価方法の内容等によって上記に定める方法により難しい場合。
- ② 試験に係る実物等の提供を受け、追加試験その他の方法により審査を行う場合。
- ③ センターの責に帰すことができない理由により業務期日が延期された場合。
- ④ 構造の安定に関する性能表示事項の試験において、同一敷地内の類似の建築物を複数同時に申請する等、審査を効率的に行うことができるとセンターが認めた場合。

（2）施行規則第83条第2項の規定に基づき、試験の結果の証明書を再交付するときの料金は、作製に係る実費相当分の費用を個別に算定する。